

栃労委令和元年（不）第2号事件（不当労働行為救済申立て）に係る決定の概要について

令和2（2020）年9月16日

労働委員会事務局

組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の立証をしないとして、申立てを却下した事案。

- 1 当事者等** 申立人 : X組合（佐野市）
被申立人 : Y会社（佐野市）
救済申立日 : 令和元（2019）年12月2日

2 事案の概要

会社の行った組合員に対する自発的な退職の勧奨及び強要等の行為が、労働組合法第7条第1号及び第3号該当の不当労働行為であるとして、救済申立てがあったもの。

3 主文要旨

本件申立ての却下 ※不当労働行為の成否の判断を行わない決定

4 判断の要旨

組合は、本件申立てに際し、組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかの審査に係る所定の申請書及び証拠資料を提出しなかった。

当委員会は、令和2（2020）年7月16日付け及び同年8月7日付けの各通知により、当該申請書及び証拠資料の提出がなければ申立てを却下することとなる旨告げた上で、組合に対しその提出を督促したが、組合は依然としてこれを提出していない。

こうした組合の対応は、労働委員会規則第33条第1項第2号に規定する申立ての却下の事由に該当する。

5 決定書の交付

令和2（2020）年9月16日 申立人及び被申立人に対して決定書の写しを交付。